

令和4年6月30日

総務省
経済産業省

「情報信託機能の認定に係る指針 Ver2.2 (案)」及び「情報銀行におけるプロファイリングの取扱いに関する議論の整理 (案)」に対する意見募集の結果、「情報信託機能の認定に係る指針 Ver2.2」及び「情報銀行におけるプロファイリングの取扱いに関する議論の整理」の公表

総務省及び経済産業省では、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」(主査: 宍戸常寿 東京大学大学院 教授)において取りまとめた「情報信託機能の認定に係る指針 Ver2.2 (案)」及び「情報銀行におけるプロファイリングの取扱いに関する議論の整理 (案)」について、令和4年4月27日(水)から同年5月26日(木)までの間、意見を募集した結果、6件の意見の提出がありました。

本日、提出された意見、当該意見に対する考え方、意見を反映した「情報信託機能の認定に係る指針 Ver2.2」及び「情報銀行におけるプロファイリングの取扱いに関する議論の整理」を公表します。

1 概要

総務省及び経済産業省では、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、平成30年6月には民間団体等による情報銀行の任意の認定の仕組みに関する「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」が、令和3年8月には「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.1」が取りまとめられました。

また、令和2年及び令和3年個人情報保護法に対応するべく「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.1」の見直しを含めた検討が行われるとともに、健康・医療分野の情報取扱いに関連し、検討会においてプロファイリングの取扱いに関する問題提起がなされたことを受け、情報銀行におけるプロファイリングの規律の在り方に関する議論が行われました。

この度、検討会にて作成した「情報信託機能の認定に係る指針 Ver2.2 (案)」及び「情報銀行におけるプロファイリングの取扱いに関する議論の整理 (案)」について、令和4年4月27日(水)から同年5月26日(木)までの間意見を募集した結果、6件の意見がありました。

本日、提出された意見とこれに対する考え方、「情報信託機能の認定に係る指針 Ver2.2」及び「情報銀行におけるプロファイリングの取扱いに関する議論の整理」を公表します。

2 意見募集の結果

提出された意見とこれに対する考え方は別紙1のとおりです。

また、意見を踏まえて修正した、「情報信託機能の認定に係る指針 Ver2.2」は別紙2、「情報銀行におけるプロファイリングの取扱いに関する議論の整理」は別紙3のとおりです。

参考：「情報信託機能の認定に係る指針 Ver2.2（案）」及び「情報銀行における プロファイリングの取扱いに関する議論の整理（案）」に対する意見募集
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000310.html

【連絡先】

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課
デジタル企業行動室

（担当：小西課長補佐、杉野主査、加賀官）

電話：03-5253-5857（直通）

E-mail：digital_kigyuu_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

（担当：飯野課長補佐、伊藤係長）

電話：03-3501-0397（直通）